# 目 次 2021年 7·8月 756号

特集	新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策····· 第66回通常総会を開催 ·······	
調査·研究	府内中小企業の景況 (情報連絡員報告令和3年5月分)・・・・・・・・・・	7
組合情報	大阪府中小企業団体中央会 役員組合紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
組合等事業向上 支援事業関連情報	組合ビジョン策定(大阪ジュエリー工芸協同組合)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
大阪府中央会 お知らせコーナー	第63回中小企業団体大阪大会 基調講演 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	16 18
大阪府中央会 主な実施事業	第46回通常総会(大阪府中小企業青年中央会)···· 第39回通常総会(大阪府官公需適格組合協議会)··· 第46回通常総会(大阪府中小企業組合士協会)··· 第70回通常総会(大阪府協同組合職員互助会)···	22 23
お知らせコーナー	新入職員の紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
暑中見舞	広告掲載組合・企業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
中央会日記	大阪府中央会の行事予定	
共済制度	大阪府中小企業団体中央会各種共済制度のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37

調査·研究

組合情報

組 合 等事業向上支援事業 関連情報

大阪府中央会 お知らせ

大阪府 中央会 主な実施

お知らせ コーナー

共済制度

# 新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策(大阪府HPより)

https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/38332/0000000/shiensaku-jigyousha.pdf

大阪府内の事業者の皆様が受けられる主な支援メニューをまとめました。 最新情報については大阪府HPよりご確認ください。

### 事業者の皆様 >

## 新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策(令和3年7月1日時点)

	R3年4・5月の緊急事態 宣言等の影響で、飲食店と の取引が減少した・不要不急 の外出自粛により売上が 減少した	<b>*</b>	月次支援金	R1年比又はR2年比で対象月の売上が50%以上減の中堅・中小事業者に対し、対象月毎に法人20万円/月、個人10万円/月を上限を支援。 ※4・5月分:R3.6.16~8.156月分:R3.7.1~8.317月分:R3.8.1~9.30	間 月次支援金事務局 相談窓□ ☎ 0120-211-240 (土日、祝日含む全日対応) ※受付時間は、8 時30分 ~19時00分	
	コロナの影響が長期化してお り、思い切った事業再構築を 実施したい	•	事業再構築補助金	新分野展開や業態転換等の事業再構築の 取組を支援。 ①「通常枠」等:上限1億円までを最大2/3 (中堅企業は1/2)補助。 ②「緊急事態宣言特別枠」:時短要請の 飲食店や外出自粛の影響で本年1~3 月のいずれかの売上が30%以上減の 場合、上限1,500万円を最大3/4 (中堅 は2/3)で補助。	<ul><li>週 事業再構築補助金事務 局コールセンター</li><li>☑ 0570-012-088 (平日9:00~18:00)</li></ul>	
	コロナの影響が長期化して おり、感染拡大を防止しな がらビジネスモデルを転換 したい	<b>*</b>	中小企業生産性革命推進 事業 ①ものづくり補助金 (設備導入等) ②持続化補助金 (販路開拓等) ③IT導入補助金 (IT導入)	#ストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けた取組を支援(低感染症リスク型ビジネス枠)。 ①ものづくり補助金(設備導入等) ②持続化補助金(販路開拓等) ③IT導入補助金:補助上限100万円・補助率3/4 ③IT導入補助金:補助上限450万円・補助率2/3		
	テレワークを導入・実施し たい	<b>*</b>	人材確保等支援助成金 (テレワークコース)	テレワークの導入・実施により、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主が助成対象①: 就業規則の作成や必要な機器導入などの費用への助成(最大100万円・支給対象経費の30%)②: ①によるテレワーク導入後の離職率低減や実施人数の目標達成への助成(最大100万円・支給対象経費の20%)	間 大阪労働局雇用環境・ 均等部 ☎ 06-7223-8943	
	緊急事態措置による飲食店 の休業又は酒類の提供停止 を伴う時短営業の影響を 受けている府内の酒類販売 事業者	<b>*</b>	大阪府酒類販売事業者 支援金	[対象] 大阪府内に住所・本店のある酒類 販売事業者で、国の月次支援金を受給している方※中小法人・個人事業者に限ります。 [内容] R3.4・5・6の各月において、事業者の売上減少額のうち、月次支援金の給付を受けてなお生じる不足分について以下の金額を上限として支給中小法人:上限20万円/月個人事業者:上限10万円/月《申請期間:R3.7.1~9.30》	<ul><li>間 大阪府酒類販売事業者 支援金コールセンター</li><li>☑ 06-6654-3346 (土日祝除く9時30分~17時30分)</li></ul>	

### 新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策(令和3年7月1日時点) 事業者の皆様 >

	緊急事態措置(R3.6.1~R3.6.20)やまん延防止等重点措置(R3.6.21~R3.7.11)による営業時間短縮・休業等の要請に協力した大規模施設(大阪府域※)※まん延防止等重点措置期間は措置区域である府内33市	<b>*</b>	第2期 大阪府大規模施設等協力金	業 ・まん延防止等重点措置期間 (R3.6.21~R3.7.11) 全日20時までの時短営業 [主な内容] ・大規模施設の運営事業者・施設内のテナント事業者等共通 休業要請分:第1期と同じ 時短要請分:休業の場合の日額に対する20時までの時間短縮相当分 ※申請期間:まん延防止等重点措置終了	【協力金に関すること】
1.0	緊急事態措置(R3.6.1~ R3.6.20)による休業・時 短要請に協力した飲食店等 (大阪府域)	<b>*</b>	第6期 大阪府営業時間 短縮等協力金	後速やかに開始予定  「対象」 ・ 府内において、緊急事態措置に係る営業時間短縮等の要請に応じた飲食店等を有する ・ R3.6.1から6.20の要請を遵守 [金額] ※ 1 店舗当たり 1 日につき以下の金額を支給 (中小企業) 1 日あたりの売上高に応じて算定 ①売上高10万円以下 4万円/日 ②10万円超~25万円以下 4~10万円/日 (売上高×0.4/日) ③25万円超~10万円/日 (大企業)売上高減少額×0.4/日(上限20万円) ※申請期間: R3.7.1~R3.8.11	【協力金に関すること】 問 大阪府時短・大規模施設 等協力金コールセンタ 一 ② 06-7166-9987 (平日9時~18時)
	感染症対策や、ポストコロナを見据えた新たな宿泊ニーズに対応するための前向きな投資を行う宿泊事業者(民泊除く)	<b>*</b>	大阪府宿泊事業者感染症 拡大防止対策等支援事業 補助金	[対象] 府内で宿泊施設の営業許可を受けた者  ※府の感染防止宣言ステッカーを掲出している宿泊施設に限る [主な内容] R2.5.14~R3.12.31に実施する(した) 下記①②に該当する補助対象経費の1/2以内を補助。 ①感染症対策のための物品購入等に要する経費 ②新たな宿泊ニーズに対応するための前向き投資に要する経費 ※①は消耗品も対象ですが、R3.6.29までに納品・支払いともに完了している必要あり ※客室数に応じ1施設あたり50~500万円の補助上限額を設定 ※申請期間:R3.7.16~R3.8.13	間 宿泊事業者感染症拡大 防止対策等支援事業 補助金コールセンター ☎ 06-7632-6659 (平日9時~18時) ※申請期間中は土曜日 も開設
	R2.4月以降の失業者を 採用した	•	コロナ禍における民間人 材サービス事業者と連携 した緊急雇用対策事業	府特設HPに掲載する求人特集を通じて、R2.4月以降の失業者を採用し、3か月間職場定着をした事業者に対し、支援金を支給(正社員雇用25万円/人、非正規雇用12.5万円/人)	<ul><li>問 大阪府雇用促進支援金事務局</li><li>☎ 06-4794-7050 (平日9時30分~17時30分)</li></ul>

### 新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策(令和3年7月1日時点) 事業者の皆様 >

	コロナで離職を余儀なく された方を雇いたい	•	トライアル雇用助成金	(原則3か月)を行う事業主に対して助成。 1人あたり月額最大4万円、短時間労働		大阪労働局 助成金セン ター 06-6941-4630 最寄りのハローワーク
	従業員に子どもがいる場合	世上文振寺内心切成立 (新型コロナウイルス 感染症対応特例) ※P3 4以際の体吧取得分		R3.4以降、小学校等の臨時休業等で労働者が年次有給休暇と別の有給休暇取得させた事業主に対し、1人あたり5万円〔1事業主あたり10人まで(上限50万円)〕を助成		大阪労働局 雇用環境均 等部 06-6941-4630
	従業員に休んでもらう場合	<b>*</b>	雇用調整助成金 (新型コロナ特例措置)	休業手当等への助成(最大10分の10まで) ※上限15,000円、助成率は解雇の有無等 で変動		
	出向により労働者の雇用を 維持する場合	<b>*</b>	<u>産業雇用安定助成金</u>	出向により雇用維持を図る事業者(出向元)、労働者の受入事業者(出向先)の出向 運営経費や初期経費の一部を助成 ※運営経費は12,000円/日(上限)・ 補助率最大9/10、初期経費は10万円/ 1人(定額)、R3.1.1からの経費が対象。 ※出向期間終了後は元の事業所に戻って 働くことが前提		厚生労働省コールセン ター 0120-60-3999/9時 ~21時(土日祝含む)
給付			ARTS for the future! (コロナ禍を乗り越える ための文化芸術活動の 充実支援事業)	(1)文化芸術関係団体・文化施設(公演等開催に資金面での責任を持つ者)が不特定多数に公開し収入を上げることを前提とした積極的な活動に対して助成(定額)。(2)キャンセル料支援事業対象地域で実施予定の公演活動等(開催しなくても発生した経費)及び動画作成。		ARTS for the future! 事務局特定非営利活動 法人映像産業振興機構 (VIPO) 0120-51-0335
助成			コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金 (J-LODlive 2)	国内におけるポストコロナを見据えた収益 基盤の強化に資する公演及び当該公演を 収録した動画の海外向けデジタル配信を 実施する事業に最大3,000万円補助(補助 率1/2)	間	J-LODlive 2 補 助 金 運営事務局特定非営利 活動法人映像産業振興
			コンテンツグローバル需 要創出促進事業費補助金 (キャンセル料支援事業)	開催予定であった公演等を延期・中止した 主催事業者に対し、当該公演等のキャン セル費用及び関連映像を活用した動画の 制作・配信の実施を支援(上限2,500万円 /件、補助率10/10)	<b>5</b>	機構(VIPO) 0120-68-7322
	医師等の指導により休業が 必要な妊娠中の従業員がい る場合		母性健康管理措置による 休暇取得支援助成金 (R3年度版) *R2年度受給者は対象外	た事業主に対し、1事業場あたり15万円 (1回限り)		大阪労働局 雇用環境均 等部 06-6941-4630
	有給休暇を取得して介護を 行う従業員がいる場合	•	両立支援等助成金(介護 離職支援コース・新型コ ロナウイルス感染症特例)	介護のための有給の休暇制度を設け、 有給休暇を取得させた事業主に、対象者 1人あたり20万円(5日以上10日未満の 場合。10日以上の場合は35万円)を助成。 ※上限5人		大阪労働局 雇用環境均 等部 06-6941-4630
	孤独・孤立対策に取組んで いるNPO法人等への支援	<b>*</b>	フードバンク支援	フードバンクに対し、生活困窮者向けの 食品の受入・提供を拡大するための経費を 支援(対象:R3.1.8~R3.12.31の取組)。 〔補助率10/10、500万円以内、予算が 無くなり次第募集終了〕 ※申請期限12月28日17時		農林水産省食料産業局 バイオマス循環資源課 03-3502-8111 (内線:4319)

### 新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策(令和3年7月1日時点) 事業者の皆様 >

貸 資金額 付 たい		日本政策金融公庫(国氏事業)新型コロナウイルス感染症特別貸付 までは基準利率-0.9%。一定の売上減少要件を満たす場合は、当初3年間実質無利子 日本政策金融公庫(農林水産業者を対象に、限度額1,200万円(簿記記帳している場合は年間経費等の12/12)、5年間実質無利子・無担保  のため融資を受け	無利子・無担保融資(併用可)					
			事業) 新型コロナウイル	一定の売上減少要件を満たす場合は、当初	_	日本政策金融公庫 0120-154-505/ 9時~19時(土日祝除く)		
			_	日本政策金融公庫 0120-154-505/ 9時~19時(土日祝除く)				
	資金繰りのため融資を受け たい		新型コロナウイルス感	一定の売上減少要件を満たす場合は、当初	_	商工組合中央金庫相談 窓口 0120-542-711/ 9時~17時		
			<ul> <li>・府制度融資</li> <li>新型コロナウイルス</li> <li>感染症伴走支援型資金</li> <li>(R3.4.1より受付開始)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策資金</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対応緊急資金</li> </ul>	〈伴走支援型資金〉 限度額4000万円。金利1.2%固定。 保証料0.2%(実質)。 〈対策資金・対応緊急資金〉 限度額2億円(うち無担保8,000万円) 金利1.2%固定(別途 保証料要)	<b>3</b>	府金融課 06-6210-9508 取引のある金融機関		

	税金の期限内の申告や納付 が困難	<b>*</b>	世 事告・納付等の期限延長、納税が困難な方に対する猶予 <b>じ</b>		【国税】各税務署 【府税】各府税事務所 又は自動車税事務所 【市町村税】 各市町村(市税事務所)
そ	社会保険料が支払えない	<b>★ 全保険料が支払えない</b> ■ 著しい損失があった場合に厚生年金手数料等の納付が猶予			
の他	の 他 公共料金や電話料金が払え ない 府有施設の使用料、貸付料 等が払えない		電気、ガス、水道、下水道、通信料金等の支払い期限の延長等	固	各電気 · ガス · 水道 · 下水道 · 電話等事業者
			使用料及び貸付料の分納・後納、使用料の還付、貸付料の返還、使用料等の支払猶予	B	各施設管理者
	取引先の賃料の支払いが 困難となった 不動産を賃貸する所有者等が賃料を減免したことによる損失の額 税務上損金として計上可能				国土交通省 不動産市場整備課

## 

• 大阪テレワーク相談センター(厚生労働省)

テレワークに関する様々な相談に無償で対応しています。

平日9:00~17:00 (土日祝日除く)

電話:06-6345-3772(ナビダイヤル) メール:osaka-telework@nsr-j.com

• 大阪府テレワークサポートデスク URL http://www.pref.osaka.lg.jp/rodokankyo/telework\_support 企業・労働者のワンストップ窓口として、テレワークに関するお悩みをサポートします。 電話 (06-6946-2608) による相談を実施しております!

# 第66回通常総会を開催

# 大阪府中小企業団体中央会

本会では、去る6月25日(金)ホテル京阪グランデ京橋にて、第66回通常総会を開催いたしました。 今年度は、新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、少人数の役員のみの出席と書面議決により 執り行うとともに、総会の模様をオンラインでライブ配信いたしました。審議の結果、令和2年度事業報告書、 財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分(案)及び令和3年度活動方針・事業計画(案)等の議案 が原案どおり可決承認されました。

令和3年度重点活動方針及び役員補充により新たに就任した7名の理事は以下の通りです。

## ◆ 令和3年度重点活動方針 ◆

「2025年大阪・関西万博へ向けた取り組み推進」を新たに加えた6項目の重点活動方針を柱に、各種 事業を展開します。

- 1. 新型コロナウイルス感染症への対応支援
- 2. 会員組合や中小企業連携組織の事業支援強化
- 3. 会員サービスの充実・強化

- 4. 中小企業の事業展開等への取り組み強化
- 5. 2025大阪・関西万博に向けた取り組み推進
- 6. 共済事業等収益事業の創出・強化

### ◆ 新理事7名(敬称略)◆

岡崎 信一 大阪管工機材商業協同組合 末吉 正信 大阪府製麺商工業協同組合 松田 政幸 大阪屋外広告美術協同組合 山野 公作 大阪玩具事業協同組合

木戸 鈴子 大阪府中小企業女性中央会

野村 重之 大阪府鍍金工業組合 三原 金一 大阪府土木建築協同組合



開会挨拶 野村会長





## 大阪府中央会情報連絡員報告

# 府内中小企業の 景勢

2021年

口以上

~29

Δ9

**△29** 

-∆49

雨

50以上

- 1. 5月のDIは、全9指標のうち4指標が悪化、主要3指標は、売上高3ポイント減少、収益 状況12ポイント上昇、業界の景況は変動がなかった。
- 2. 5月末時点では、製造業では4指標のDIが上昇し、また非製造業では3指標のDIが上昇 している。

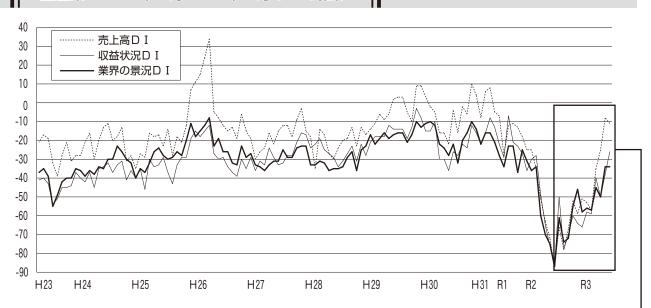
# 景況天気図

令和3年	<u> </u>	全 産 業		#	製 造 業		į	<b>非製造業</b>		30
5月分	4月	5月	前月比	4月	5月	前月比	4月	5月	前月比	<u>:</u>
	△ 8	△11	×	20	5	×	△45	△10	1	->-
売上高	Å	A	-3	Ö.		-15	<b>T</b>	A	35	10
	△ 6	0	×	0	6	×	△33	△25	`\	10
在庫数量	~	R)	6	43	E)	6		Ö	8	- Ç
	△ 4	△ 8	×	△13	△12	×	11	0	`\	
販売価格	Å		-4	As	A	1	Ö.		-11	9~
	△17	△12	Я	△20	△18	Я	△11	△20	7	نے ا
取引条件	A	A	5	As	As	2	A	As	-9	کہ
	△38	△26	Я	△34	△35	`\	△44	△37	1	A 10
収益状況	<b>T</b>	A	12	<b>T</b>		-1	<b>T</b>		7	Δ10
	△21	△19	7	△27	△29	`\	20	△10	\ \ \	
資金繰り	A	A	2	Æ	As	-2	Ö	A	-30	
	6	△23	`\	△ 2	△24	`\				△30
設備操業度	Å	A	-29		As	-22				1/4
	△13	△11	Я	△ 7	0	7	△22	△30	`\	
雇用人員	æ	~	2	73		7	*		-8	△5
	△34	△34	<b>→</b>	△27	△23	7	△44	△20	7	1(111)
業界の景況	<b>T</b>	T	0	A	A	4	<b>T</b>	A	24	

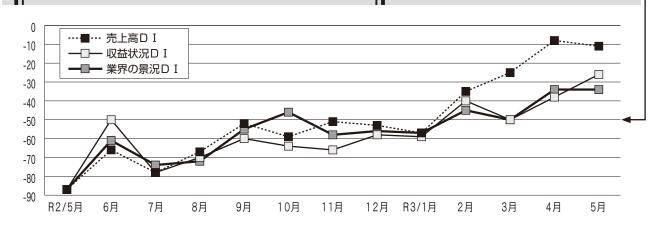
天気図の見方…各景況項目について「増加」(または「好転」)業種割合から「減少」(または悪化)業種割合を引いた値をもとに作成。その基準 は右記のとおりです。ただし、在庫数量はプラスの場合は雨、マイナスの場合は晴れの方向に表しています。

DI (Diffusion Index:ディフュージョン・インデックス)とは、景気動向指数や景気判断指数と呼ばれており、景気動向を 早期に把握するために使われる指標である。「増加・上昇・好転」といったプラス回答の比率から、「減少・低下・悪化」とい うマイナス回答の比率を差し引いて求める。

# 全産業 H23年5月~R3年5月のDIの推移



# 全産業 R2年5月~R3年5月のDIの推移



# ₩ 業種別概況(5月分)

### 【製造業】



## 綿・スフ織物製造業

コロナ禍の直撃を受け、組合員の多くは経営不振が 続いている。



### 毛布製造業

原材料の上昇などコスト増の中、販売価格を上げられず、依然厳しい状況が続いている。



### 木材加工業

コロナ禍の影響および業界全体の資源が減少しており、

厳しい状況が続いている。

# 0-0

## 古紙収集加工業

段ボール古紙を除き洋紙系古紙の発生減により売り上げは減少している、大手洋紙メーカーでは $CO_2$ 削減のため、パルプを増配合し古紙の使用量を抑えている。また生産過剰を理由に設備の統廃合も進めており今後も減少傾向は続くことが予想される。

# ₩.

### 製本業

旅行関係のパンフレット等の発注が全くないなど、 今まで経験のない最低の稼働状況である。

### シール印刷業

先月に続き、食品関係・薬品・工業系を中心に好調で ある。一方イベント関係・衣料関係・化粧品関係が依然 として下降気味の状況である。

## セルロイドプラスチック製品製造業

前月比20%減、前年比15%増であるが、市況的に は回復は見込めない状況である。

### 石鹸洗剤製造業

衛生関連品の市場拡大は継続しており、ほとんどの 品目で前年を上回っている。

### 砕石加工業

生コンクリート向けの販売価格が見直され改善方向に 向かっている。

### 鍛造業

生産量は、今月も16%と前年を上回り、5ヶ月連続 の前年増加となっているが、今後半導体不足による減産 が予想されるなど先行き不透明感が続いている。

### 建築金物製造業

住宅着工戸数の減少等による需要の減少と原材料費の 高騰や販売価格の低下という取引条件の悪化が見られ る。

### 産業機器製造業

コロナ禍の影響に加えて、半導体不足、鉄鋼価格の 上昇などにより、さらに厳しい環境になってきている。



### 印刷製本機械製造業

緊急事態宣言が発令されていた前年同月と同じように 悪い状況である。

## 【非製造業】

## 電気機器卸売業

業態によって企業間格差が見られるものの、前年同月比 では、増収・増益を確保できている状況にある。

### 二輪自動車小売業

前年比で需要は回復しているが、依然として新車の 入荷の見通しが掴めない状況である。

### 警備業

新型コロナウイルス感染拡大の影響で大型イベントが 中止になったものの、代わりの警備業務の受注があり、 昨年同月に比べて売上が増加した。

# ■ 建設業

4月中旬ごろから工事がスタートし始めており、徐々 にではあるが動きが見られる。

### タイル工事業

緊急事態宣言延長による経済活動の悪化が見られる中、 輸入材料の入庫が極端に減少し、戸建て住宅等の着工に 遅れが生じている。

## 貨物運送業

緊急事態宣言の影響により、引越件数も売上高も減少 している。



# 大阪府中小企業団体中央会 役員組合紹介

# 大阪船場繊維卸商 団地協同組合

### [組合について]

当団地組合は大阪の船場地区で事業を行っていた繊維卸業者が高度成長と共に交通 渋滞が激しさを増し物流業務等が困難を極めたため、箕面の地に新天地を求めるべく 協同組合を昭和38年11月に創立し箕面船場で約22万坪を開発した。組合創立後58年 が経過、現在の組合員数は繊維製品取扱業者を中心に112社。

主な組合事業は共同物流事業・共同駐車場、共同施設の管理運営・福利厚生・金融・ 教育・広報事業に加えて、近年は「まちづくり事業」を最重要項目として推進中である。 当団地組合は他に類を見ない繊維製品取扱業者の集積団地で、国土軸の中心地に位置し、 高速・空港・新幹線への交通アクセスは至極便利で関西の玄関口となる貴重なエリアで ある。また、3年後には大阪の大動脈である地下鉄御堂筋線の延伸が確定しており、当 団地内に「箕面船場阪大前駅」が設置されるため、地域のポテンシャルは更にアップする。 当団地組合は駅前再開発により「大阪大学」「箕面市民ホール」「図書館」が既に完成し、 現在民間施設の建設計画が進むと共に、大阪大学医学部が中心となり推進している 「関西スポーツ&ヘルスケアーセンター」の建設と市民病院の移転も予定されている。 これらの施設が完成すると、昼間人口は1日当り約2,000人~3,000人の増加が見込 まれ、このエリアの更なる活性化が期待されている。更に、当団地組合の長期計画委

> 員会では駅前地区以外の後背地約50haの再開発ビジョンを策定すべく、 コンサルを導入し普遍的価値観である緑と自然をコンセプトに「COMガ ·デンシティー」構想を検討中で令和4年2月には実現可能なマスター プランが完成予定。これにより、産官学が密接に連携できる新たな船場 団地組合が生まれ変わる。

### [組合概要]

組合住所 大阪府箕面市船場東2-5-47

組合電話 072-729-3321

理 事 長 侯野富美雄(大阪府中央会常任理事/日繊商工株式会社代表

取締役会長)

副理事長 竹内 陽治 尾池 行郎 津田 純二

専務理事 寺本 正満



### [組合について]

当組合は、1979年12月に魅力ある経営理念(一致団結・相互扶助)の基、 生活安全産業としての信念を共有する大阪府下の警備会社が志を一つに、 我が国初の事業協同組合を設立しました。また、1994年には官公需適格 組合証明書を取得し警備業務のプロ集団として、ビックプロジェクト等 いかなる業務の需要にも対応し得る万全な体制を整えている組合です。 当組合は、「施設警備業務」・「交通誘導警備業務」・「雑踏警備業務」において 『この部門では他社に負けない』と自信を持つ警備のプロ集団であり、 且つ、組合員の個性を活かし人間力(ヒューマンパワー)に富んだ警備 企業の集まりです。警備業の多様化するニーズに応え、社会が必要とする 生活安全産業を目指しています。

### [組合概要]

組合住所 大阪市淀川区西中島4丁目13番12号 新大阪北田ビル501号

組合電話 06-6306-6323

理 事 長 藤瀬 経信(大阪府中央会常任理事/明星警備保障株式会社 代表取締役)

副理事長 津和 敬造

尾崎 建爾

# 大阪府警備業 協同組合



組合のシンボルマーク

## 協同組合新大阪 センイシティー

### 〔組合について〕

当組合は昭和39年に「梅田繊維街借家人組合」を前身とし設立。昭和 44年に大阪駅前の区画整理計画に伴い新大阪に集団移転し、繊維問屋街 として「新大阪センイシティー」をオープンいたしました。以降、業界 環境の変化及び組合員の減少等により2度の再整備事業実施し、現在に 至っております。

主な事業は共同ネット販売事業、共同広報販促事業、不動産賃貸事業、 金融事業等を行っております。

現状組合施設内に小売り店舗22店あり、卸としての品揃えに加え「ワン ランク上の商品をワンランクお安く」販売しております。又、組合の ネットショップでも組合員等の商品を販売しておりますので、ご利用お 願い致します。

### [組合概要]

組合住所 大阪市淀川区西宮原2丁目2番2号

組合電話 06-6394-1121

理事長吉木 学(大阪府中央会常任理事/ヨシキトレー ディング(株)代表取締役社長)

副理事長 平松 良英

用正 茂

専務理事 松村 敦司



### [組合について]

当組合は、昭和30年初頭の対米向け綿製品の輸出急増に伴う、米国内での 対日輸入制限運動が激化し、対米綿製品の輸出自主規制をはじめとする 内外の諸問題に対応するため、昭和31年に全国の輸出専業者が結集して 全国団体(日本輸出縫製品工業協同組合連合会)の設立が発起され、その 傘下の機関として、各産地毎に組合が設立されることとなり、昭和31年 5月に設立されました。

以来、共同購買事業、金融事業、組合員の記号番号・商標の登録、不当競争 防止対策、技術向上・知識普及・教育情報の提供、福利厚生事業等の事業 を行い、業界の安定と組合員の自主的な経済活動の促進と経営的地位の 向上を図ることを目的に活動しております。

当組合では、組合員企業の従業員の高齢化と人員不足等に対応するため、 平成14年1月から中国人研修生共同受入事業を実施し、平成24年11月

からベトナム人技能実習生を受入れ、現在まで846名の技能 実習生を受入れております。

今後とも、組合員ニーズに沿った、事業の実施に努めてまい ります。

### [組合概要]

組合住所 大阪市福島区福島1-3-9 abcd堂島ビル 4 F

組合電話 06-6453-9221

理 事 長 吉田 育弘(大阪府中央会常任理事/吉田元工業 株式会社 取締役会長)

専務理事 池田 延雄

# 大阪輸出縫製品 工業協同組合



# 組合ビジョン策定 大阪ジュエリー工芸協同組合

大阪ジュエリー工芸協同組合は、昭和40年に設立、大阪府内で貴金属・宝石類の生産加工販売を行う 事業者で構成され、「共同購買事業」、「教育情報事業」を主に実施しております。組合員は年々減少傾向に あるものの毎年、若手の新規加入もみられ、現在37名です。当組合は、業界屈指のジュエリー職人が所属 する実績日本一の技術者集団であり、"大阪ジュエリーデザインコンテスト"を主催する中で、ジュエリー 職人の研鑽・育成・ブランディングを行うなど、業界の発展に貢献しています。

しかしながら、新型コロナウィルス感染症の影響は、商流の停滞や市場の縮小、原材料である金の価格高騰 など当業界も大打撃を受けており、コロナ不況が長引くことになれば生活者の購買力低下も想定され、従来 のビジネスモデルでは事業継続が危ぶまれることから、今般、大阪府の組合等事業向上支援事業を活用し、 大阪府中央会および専門家のアドバイスを受けながら、組合ビジョン計画を策定しました。

### ○組合を取り巻く環境分析

### 7

- 入会もあり、結果的に組織の新陳代謝がされている。
- 若葉会から当組合に入会するルートができており、若葉会 の組織率の強化が、組合の活性化につながる。
- 業界屈指の職人が集まっており、品質 ・デザインなどの レベルが高い技術者集団である。
- 当組合には職人、卸、小売の異なる業種が集まっている。 卸と小売の組合員が、職人をプロデュースすることで、 売れる商品開発・販路開拓ができる可能性がある。

### み

- •毎年脱退する組合員はいるものの、紹介等で若者の新規 |・新型コロナの感染を懸念して理事会に出席しない者も おり、組合運営への参画意識が低下している。
  - 職人はコロナの影響を受けて仕事が激減しており、アル バイト等で食いつないでいる状況であり、組合事業に参加 する余裕がない。
  - 理事のITリテラシーが低く、IT利活用のノウハウがない ため、IT技術を用いた新しい取り組みが実施しづらい。
  - 理事長になると仕事の時間を奪われるので、理事長職を 担う余裕があるものが少ないため後継者候補が限られる。 その中で、理事長に業務が集中しているため、現状の 仕組みでは交代が容易ではない。

### 機会(チャンス)

- ダイヤは品質等級の業界基準や鑑定書があり、価格の変動 | 新型コロナの影響で輸入が停滞し、商品(ジュエリー原石) も小さいため組合員は商売しやすい。
- プラチナ等、一部の原材料については値下がりしている。
- 関連業界の組合として、時計宝飾眼鏡組合があり、連携 できる可能性がある。
- Zoom等のITツールを利活用すれば、ジュエリーコンテ ストの参加者を全国から集めるなど、組合員の商圏を拡大 できる可能性がある。
- ハンドメイド作家が増加しており、その中には若葉会に 加入メリットを感じる者がいることを期待する。
- 当組合が主催する大阪ジュエリーデザインコンテスト は、技術者の技術・技量・デザイン力を対外的に発信し、 ブランディングを支援するものとなっている。

## 脅威 (ピンチ)

- の調達が難しい。
- インバウンド需要が蒸発し、百貨店等の小売の弱体化・ 商流の停滞が生じている。
- コロナ不況の長期化により、ジュエリー業界への打撃が
- 新型コロナの影響で「金」が値上がりしており、原材料費 が高まっている。

### ○組合ビジョンの変革の方向性

当組合は、業界屈指の職人が集まる集団であるうえ、卸と小売を生業とする者もいるためジュエリーデザ インから製造、販売までを一気通貫で対応できる潜在能力がある。若葉会や技稜会の存在により、ジュエリー づくりを始めてから経験の浅い若手から熟練職人まで、世代を超えた交流と連携を図ることも可能である。 また、"大阪ジュエリーデザインコンテスト"を主催し、ジュエリー職人の研鑽・育成・ブランディングを行う など、業界の発展に貢献している。

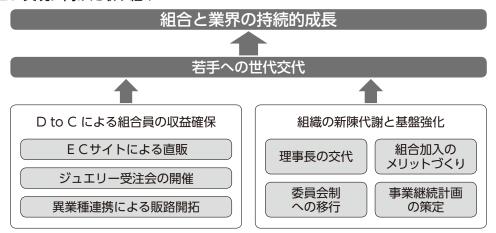
しかしながら、新型コロナの影響を受け、ジュエリー業界の市場が急激に縮小することで、組合員の事業 継続が難しい状況になりつつあり、組合員各社が経済的に窮地に立たされると、組合事業に参画する余裕が なくなり、組合の事業継続も危ぶまれることになる。

このような現状を踏まえ、検討会での意見交換の結果、ポストコロナの変革の方向性は「若手への世代交代」 であると結論づけた。全ての組合員を組合として支援を行うが、業歴が浅いために事業基盤が不安定な若手 を重点的に支援し、若い芽を育てていくことで、当組合ひいては業界が維持・成長していくことを目的とする。 そのために、気力・活力のある若手と、組合の中では相対的に事業基盤が安定しているベテランを融合させ つつ組織体制を変えることで、難局を切り抜けるために新しい取り組みに果敢に挑戦していく集団となる。

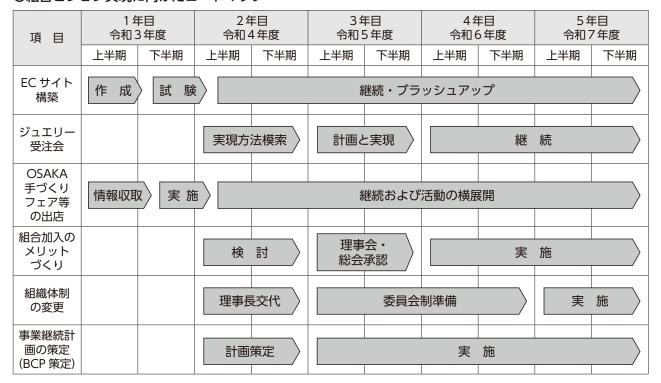
### ○策定した組合ビジョン2026

大阪ジュエリー工芸協同組合は、 成長可能性・活力・個性がみなぎる若手と 日本屈指の技術・技量・経験を有するベテランが融合し、 業界一体で危機を乗り越えて世代交代を図ります。

### ○組合ビジョン実現に向けた取り組み



### ○組合ビジョン実現に向けたロードマップ



### 組 合 等 事業向上 支援事業 関連情報

# 中小企業組合等活性化を中央会が支援します!

大阪府中央会では、大阪府から「組合等事業向上支援事業」を受託する支援機関として、課題の解決に積極的に取り組む中小企業組合や中小企業の異業種グループに対して、指導員又は専門家を派遣し、事業活性化支援等を実施しております。是非ご活用ください。

### 支援メニュー

### ① 組合ビジョン・中期計画作成支援

組合の基本的・総合的な方針であるビジョンや中期計画作成を支援します。 (支援内容)組合の課題、業界動向分析、組合のビジョン検討会(5回)への参画、アンケート実施、 計画取りまとめアドバイス

### ② 組合事業計画作成支援

組合の新規事業や既存事業再構築の事業計画作成を支援します。

(支援内容)組合事業の課題分析、業界動向分析、新事業戦略検討会(5回)への参画、事業計画 取りまとめアドバイス

## ③ 組合事業活性化支援(教育情報事業以外)

組合の事業計画の実施、共同事業の企画・実施などを支援します。 (支援内容)組合事業の課題分析、業界動向分析、事業実施検討会(4回)参画、事業実施アドバイス

### ④ 組合事業活性化支援(教育情報事業)

組合が単独では対応できない課題解決のための研修会等に対して、企画、講師派遣や会場選定など、 開催全般にわたり支援します。

(支援内容)組合事業の課題分析、業界動向分析、事業実施検討会(2回)参画、事業実施アドバイス

### ⑤ 異業種企業グループ事業計画作成支援

業種が異なる企業が連携して行う新事業計画(新商品開発計画、新サービス事業計画等)の作成を支援します。

(支援内容) 新商品開発:新サービス創出プラン検討会(5回)への参画、計画取りまとめアドバイス

### 支援対象

- ◇ ①~④は、大阪府内に主たる組合事務所がある事業協同組合、商工組合、商店街振興組合
- ◇ ⑤は中小企業4社以上で構成される異業種グループ

### 留 意 点

- ◇ 申し込みは、年度内、1支援メニューのみの利用となります。
  - ※次の場合は、重複利用が出来ます。(いずれの場合も、年間の利用上限は2回です)
    - ●①と (③又は④)
- ●②と (③又は④)
- ●③ (①又は②の計画具体化のための支援に限る) と④
- ◇ 過去支援した同一課題の支援申込はできません。
- ◇ 支援依頼事業が、行政機関や他の支援機関からの支援(補助金や専門家派遣など)を受けている場合は、重複利用ができません。

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 TEL (06) 6947-4370~1

# 第63回

# 中小企業団体大阪大会 基調講演

本会では来る2021年9月13日(月)開催の大阪大会に、大阪大学 大学院医学系研究科 臨床 遺伝子治療学 寄付講座教授 森下 竜一氏をお招きし、下記の基調講演を予定しております。 参加申込みにつきましては、大阪大会案内時にお知らせいたします。

# ■テーマ: 「2025大阪関西万博の意義 ~大阪健康パビリオンの目指すもの|

■講 師:2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会総合プロデューサー 大学院医学系研究科 臨床遺伝子治療学 寄付講座教授

森下 竜一氏

## プロフィール

# 森下 竜一 (もりした りゅういち) 氏

大阪大学 大学院医学系研究科 臨床遺伝子治療学 教授。大阪府市特別顧問。

内閣府の知的財産戦略本部本部員、規制改革推進会議 委員のほか、経済産業省2025年国際博覧会検討委員、 大阪・関西万博におけるパビリオン等地元出展に関す る有識者懇話会委員等を歴任し、2021年2月に、 2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会 総合プロデューサーに就任。



- ■2021年9月13日(月) 14:00~15:00
- ■シティプラザ大阪 2 F旬の間(大阪市中央区本町橋2-31)
- ■参加費:無料
- ■大会内容⊗○基調講演 ○議案審議・採決 ○決議
  - ○表彰
  - (※) 新型コロナの感染状況によっては変更となる可能性があります。

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 連携支援部 連携支援課 TEL (06) 6947-4371 FAX (06) 6947-4374

# 「バーチャル組合総会/理事会開催に 関する実務指針」が策定されました

経済産業省は、中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律、商店街振興組合法等に 規定されている組合、連合会及び中央会が、バーチャルオンリー型組合総会・理事会及びハイブリッド型 バーチャル組合総会・理事会を開催するにあたり、法的・実務的に最低限留意すべき事項を示した 「バーチャル組合総会/理事会開催に関する実務指針が策定しました。

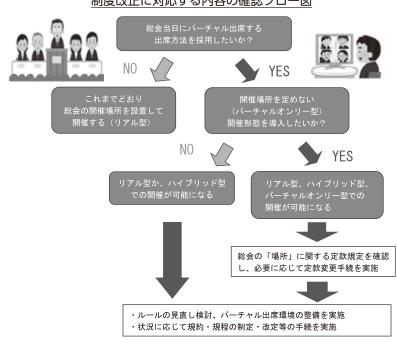
### (組合総会の開催形態別の比較)

	リアル型	リアル型 ハイブリッド型		
概要	物理的な「場所」において会議体とし ての総会を開催する形態	物理的な「場所」において会議体としての 総会を開催しつつ、議場外からの電子的 なアクセス (バーチャル出席【※】)による 意思表示の表明を認める開催形態	物理的な「場所」を伴う会議体を設けることなく、電子的なアクセス(バーチャル出席【※】) でのみ意思表示の表明を行う開催形態	
法 律	0	0	0	
省令	0	0	× (改正前) → ○ (5 / 14改正により実施可)	
イメージ	リアル出席のみ (バーチャル出席なし)	リアル出席 &バーチャル出席	バーチャル出席のみ	

【※】: パーチャル組合総会には、議決権や選挙権の行使が可能で法律上の「本人出席」と扱われる「出席型」と、本人出席と扱われず、審議等の確認・傍聴をするだけで定足数に含められない「参加型」 (所定の会議システムによらない配信、オブザーパーや来薄等の参加方法) があるが、本ガイドでは、実務指針と同様、旧出席型」 を標準モデルとして考える。なお、実務指針では「参加型」 の開催も否定されないとするが、必ず「法律上の出席方法」で定足数を満たしたうえでの併用を要する。書面による権利行使と併用する場合、総会議事録には「参加型」 自体は記載せず、書面による権利行使のみ記載することとなる。

今般の制度改正は従来の機関運営方式に新たな選択肢が追加されたものであって、必ずしもすべて の組合が対応しなければならないものではありません。まず、組合においてどうしたいかを検討する ことが肝要です。組合の意向の内容によって、ルールの見直し議論、諸規定(定款、規約、規程等) の制定・改定の必要性、各種環境整備の必要性が求められますので、次のフロー図で、組合の意向と 対応内容を確認し、今後の検討の一助としてください。

### 制度改正に対応する内容の確認フロー図



## バーチャルオンリー型総会及び理事会の開催には、定款変更が必要です。

多くの組合は、定款に「場所」に関する規定を置いているので、当該定款を変更する総会(総代会) 決議(特別議決)を行い、所管行政庁の認可を受ける必要があります。

『中小企業組合定款参考例』(平成27年10月全国中小企業団体中央会)における事業協同組合 の定款例に基づき、変更例を以下に示します。

### 【参考】事業協同組合の例

	新	Ш
総会招集の手続	第41条 総会の招集は、会日の10日前までに 到達するように、会議の目的となる事項及びその 内容並びに日時及び場所(当該総会の場所を定 める場合に限り、当該場所に存在しない組合員 が当該総会に出席する方法を含む。)又は開催の 方法(当該総会の場所を定めない場合に限り、 組合員が当該総会に出席するために必要な事項 を含む。)を記載した書面を各組合員に発してす るものとする。また、通常総会の招集に際して は、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併 せて提供するものとする。 2~7(略)	第41条 総会の招集は、会日の10日前までに 到達するように、会議の目的となる事項及びその 内容並びに日時及び場所を記載した書面を各 組合員に発してするものとする。また、通常総会 の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及 び監査報告書を併せて提供するものとする。
総会の議事録	第48条 (略) 2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げられる事項を記載しなければならない。 (1)(略) (2)開催日時及び場所(総会の場所を定めた場合に限る。)又は開催の方法(総会の場所を定めなかった場合に限る。)	第48条 (略) 2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる 事項を記載しなければならない。 (1)(略) (2)開催場所及び <u>場所</u> (3)~(11)(略)
理事会の議長及び議事録	第53条 (略) 2 (略) 3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。 (1)(略) (2)開催日時及び場所(理事会の場所を定めた場合に限る。)又は開催の方法(理事会の場所を定めなかった場合に限る。) (3)~(13)(略) 4 (略)	第53条 (略) 2 (略) 3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる 事項を記載するものとする。 (1)(略) (2)開催日時及び場所 (3)~(13)(略)

なお、詳細につきましては、当会のホームページに掲載しております「実務指針」「新しい総会制度 導入ガイド」をご覧ください。

• 実務指針

https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210514003/20210514003-a.pdf

• 新しい総会制度導入ガイド

https://www.maido.or.jp/application/files/1016/2573/5825/R36\_\_\_-1.pdf

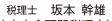
## お問い合わせ先

# 大阪府中小企業団体中央会 連携支援部

TEL (06) 6947-4371

# 中央会さんちょっと教えて!

協同組合の会計と税務のQ&A



(税理士法人コモンズ代表 大阪府中小企業団体中央会顧問税理士)



# 令和3年10月1日からインボイス登録申請書受付開始!

### 組合の質問

消費税のインボイス制度についての話題が聞かれるようになりました。私どもの組合は消費税の免税事業者ですが、組合員のなかには消費税課税事業者と消費税免税事業者がおられます。インボイスが導入されると「組合」及び「組合員」にどのような影響があるのかを教えてください。

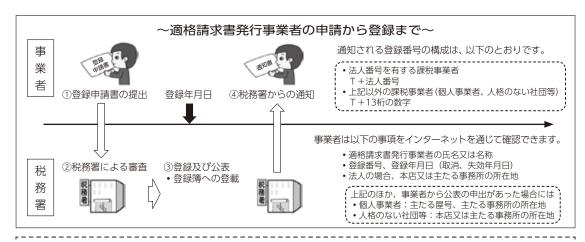
### 中央会の回答

### 1 インボイス制度とは?

インボイス制度とは**「適格請求書等保存方式」**ともよばれ、所定の要件を記載した請求書や納品書を発行、保存するという制度です。

適格請求書は消費税の仕入税額控除を受ける際に必須となるため、取引先も含めて適格請求書の発行に対応できるように準備しておく必要があります。

- ○適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。
- ○適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」 (以下「登録申請書」といます。)を提出し、登録を受ける必要があります。なお、**課税事業者** でなければ登録を受けることはできません。
- ※適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても免税事業者にはならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じますのでご注意ください。



### 《登録申請のスケジュール》

登録申請書は、令和3年10月1日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日まで(ただし、困難な事情がある場合には、令和5年9月30日まで)に登録申請書を提出する必要があります。

### インボイス制度導入に当たっての事前準備について

### 適格請求書発行事業者の登録

適格請求書等保存方式(インボイス制度)は、買手が仕入れに係る消費税について仕入税額控除の適用を 受けるためには、原則として、適格請求書(インボイス)の保存を必要とするものです。

インボイスを交付するためには、適格請求書発行事業者として税務署長の登録を受ける必要があります。

- 適格請求書発行事業者は、課税事業者として申告納税義務が生じます。
- 取引の相手方 (課税事業者に限る) から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。
- 適格請求書発行事業者以外はインボイスを交付できません。

### インボイス制度導入に当たって適格請求書発行事業者の事前準備

### ▶売手の立場としての事前準備

- 自身が行う取引において、①何をインボイスとするか(請求書、納品書、レシートなど)、②インボイスの 交付方法 (電子インボイスの提供など) を検討。
- インボイス制度に対応できるよう必要に応じて、レジや経理・受注システムなどのシステム改修等。
- 継続的に取引を行う取引先である買手に対して、①適格請求書発行事業者の登録・登録番号、②交付する インボイスの様式、③インボイスの交付方法の連絡等。
- インボイス制度に係る社員研修の実施。

### ▶買手の立場としての事前準備

- インボイス制度に対応できるよう必要に応じて、経理・発注システムなどのシステム改修等。
- 継続的に取引を行う取引先である売手に対して、①適格請求書発行事業者の登録の有無、②受領するイン ボイスの様式、③インボイスの受領方法の確認等。
- インボイス制度に係る社員研修の実施。

(注) 国税庁「インボイス制度」広報資料より

### 2 インボイス制度の開始によって考えられる中小企業への影響

### ①課税事業者に対する影響

消費税を除く売上高が1,000万円以上ある事業者は「課税事業者」として消費税の納税義務 を負います。しかし、取引先によっては1.000万円以下の免税事業者が存在するケースも少なく ありません。たとえば、外注先が個人事業主の免税事業者だった場合、その取引先から発行さ れた請求書はインボイスにあたらず、会計処理上は仕入税額控除の対象外となってしまいます。

すなわち、その取引先に支払った金額のなかに消費税が入っていたとしても、控除はできず 自社の課税対象(納付すべき消費税の増加)に含まれてしまうということになります。

### ②免税事業者に対する影響

インボイス制度が始まると上記①の影響からこれまで免税事業者であった事業者は、課税 事業者として登録要否を検討する必要があります。課税事業者を選択すると経理事務は増加し、 消費税の納税義務も発生しますので早めの準備を行いましょう。

### ③インボイス制度と「一人親方」の関わり

一人親方への仕事依頼が変化することが予想されます。具体的には「インボイスを発行でき ない免税事業者の一人親方へ仕事を依頼すると、仕入れに係る消費税が控除できず、消費税を 余分に支払うリスクがある」ということです (上記①の影響)。

取引先から見ると、これまでなら仕入税額控除として納税予定の消費税額から差し引けました。 しかし、免税事業者の一人親方に仕事を依頼する場合、インボイスの交付が受けられないため、 支払った消費税が控除できません(すなわち納付すべき消費税が増加します)。

(注) 令和3年5月: 消費税インボイス制度-中小事業者への影響懸念/国交省、建設業界の動向調査実施

『会計・税務相談コーナー』を開設しています。 中央会まで相談予約を行ってください。

**☎**06-6947-4370(総務部) 中央会顧問税理士 坂本

# 「大阪・関西万博 基本計画紹介(その2)」

## ●テーマ事業)

私たちのいのちは、この世界の宇宙・海洋・大地という器に支えられ、互いに繋がりあって 成り立っている。その中で人類は、環境に応じて多様な文化を築き上げることにより、地球上 のいたるところに生活の場を拡大した。その一方で、人類は、利己を優先するあまり、時として、 自然環境をかく乱し、さらには同じ人類のほかの集団の犠牲の上に、不均衡な社会を作り上げ てきてしまったのも事実である。そして今、生命科学やデジタル技術の急速な発達にともない、 いのちへの向き合い方や社会のかたちそのものが大きく変わりつつある。

いのちそのものを改変するまでの高度な科学を築き上げた私たちには、人類が生態系全体の 一部であることを真摯に受けとめるとともに、自らが生み出した科学技術を用いて未来を切り 開く責務があることを自覚し、行動することが求められる。自然界に存在する様々ないのちの 共通性と相違性を認識し、他者への共感を育み、また多様な文化や考えを尊重しあうことに よって、ともにこの世界を生きていく。そうすることによって、私たち人類は、地球規模での 様々な課題に対して新たな価値観を生み出し、持続可能な未来を構築することができるに違い ない。

このような信念に基づいて開催しようとする2025年大阪・関西万博は、2020年以来、 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の地球規模での拡大という未曾有の局面に 立ち会うことになった人類にとって、このような局面だからこそ見えてくる人類の可能性を 確認しあい、新たないのちのありようや社会のかたちを検証し提案する、二度とない機会を 提供する場となった。

2025年日本国際博覧会協会は、一人一人が互いの多様性を認め、「いのち輝く未来社会の デザイン」を実現するため、以下の8つのテーマ事業を設定することとした。

「いのちを知る」

「いのちを育む」

「いのちを守る」

「いのちをつむぐ)

「いのちを拡げる」

「いのちを高める」

「いのちを磨くし

「いのちを響き合わせる」

これらのテーマ事業から得られる体験は、人々にいのちを考えるきっかけを与え、創造的な 行動を促すものとなるに違いない。他者のため、地球のために、一人一人が少しの努力をする ことをはじめる。その重なり合い、響きあいが、人を笑顔にし、ともに「いのち輝く未来社会 をデザインすること」につながっていく。

世界の人々と、「いのちの賛歌」を歌い上げ、大阪・関西万博を「いのち輝く未来をデザイン する」場としたい。

これは、いのちを起点に、世界の人々と未来を共創する挑戦にほかならない。

(以上 「2025年日本国際博覧会 基本計画」28頁より転載)

## ●クリエイティブ・ドリブンによる事業企画

地球的課題の解決において創造力は極めて重要であり、創造力を活かすことのできる社会の 未来像を示すために、テーマ事業は、創造力を主体とした事業構築手法(クリエイティブ・ ドリブン)によって進めることとする。

そのため、テーマ事業に掲げた8つのテーマについて、それぞれの分野の最前線で活躍する エキスパートをテーマ事業プロデューサーに起用し、個々の創造性と相互連携による共創を 組み合わせてテーマ事業の企画 (パビリオンや催事等)を推進する。

企画が具体化した後に、企業・団体等の参加を得て、実装していく。



(以上 「2025年日本国際博覧会 基本計画」30頁より転載)

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 総務部 総務企画課 TEL (06) 6947-4370



# 第46回通常総会議案内容を議決



大阪府中小企業青年中央会

大阪府中小企業青年中央会では、去る6月17日(木)にオンラインにて、第46回通常総会の議案内容を審議しました。通常総会の議案内容については、事前に全会員に対して議案書、書面議決書並びに委任状を送付の上、当日、本人出席12名、書面出席11名、委任状出席8名、計31名により議決しました。令和2年度事業報告書承認の件、令和2年度収支決算書、令和3年度事業計画、令和3年度収支予算、令和3年度会費の額及びその徴収方法の諸議案について、いずれも満場一致で可決承認されました。

令和3年度の事業計画は次のとおりです。

- (1)全員協議会の設置
- (2)会員訪問見学会の実施
- (3)自主事業の構築

ガソリンカード事業の推進 企業のIT化・組合のIT化を研究・実践事業 電子マネーの推進

- 士業コンシェルジュの促進
- (4)大阪・関西万博への積極的な提案
- (5)情報提供
- (6)青年経営者交流
- (7)組合青年部研修事業
- (8)参加型事業

近畿ブロック青年中央会交流会への参加(9月11日・12日、和歌山県) 組合青年部全国講習会への参加(11月12日、大分県)

大阪府中小企業青年中央会 会員募集中



# 第39回通常総会議案内容を議決



大阪府官公需適格組合協議会

事業

大阪府中央会

主な実施

大阪府官公需適格組合協議会では、新型コロナウイルス感染症の状況を勘案し、第39回通常総会を書面により6月16日(水)開催しました。議案内容については、事前に全会員に対して議案書、書面議決書送付の上、書面出席22名により議決しました。令和2年度事業報告書承認の件、令和2年度収支決算書、令和3年度事業計画、令和3年度収支予算、令和3年度会費の額及びその徴収方法について、いずれも全員一致で可決承認されました。

令和3年度の事業計画は次のとおりです。

### (1) 共同受注促進事業

大阪府官公需適格組合協議会HP(ホームページ)の 運用やPRパンフレットの作成などによって、会員組合 や官公需適格組合制度のPRに努めるなどの会員組合の 受注の促進に関する事業。

- ①会員組合のPR、官公需適格組合制度の啓発・普及を目的として、大阪府官公需適格組合協議会のホームページを更新し、広く情報を提供
- ②会員組合のPR、官公需適格組合制度の啓発・普及 を目的として、PRパンフレットを会員組合へ配布

### (2) 教育事業

会員の官公需受注体制の整備、受注能力向上のための 教育に関する事業

- ①他府県官公需適格組合協議会との意見交換会
- ②その他研修促進事業
- (3) 官公需適格組合の証明の申請に関する支援

官公需適格組合の証明の更新や新規取得を行う組合に対して、申請書類作成や内容確認要領に基づく確認などの支援。

### (4) 官公需適格組合の活用に関する事業

大阪府内の各発注機関に対する官公需適格組合の活用 の促進を図るための要望に関する事業。

### (5) フェイスブックの活用に関する事業

大阪府官公需組合協議会会員組合の活動内容を全国 官公需適格組合協議会のフェイスブックにアップし、 各行政機関に官公需適格組合の認知度を向上させ、受注 促進を図る。

## (6) 官公需受注に関する情報の提供に関する事業

- ①窓口(大阪府中小企業団体中央会内に設置)での 官公需に関する相談への対応(通年)
- ②官公需情報ポータルサイトによる発注などの情報の 提供 (通年)



# 第46回通常総会を開催



# 大阪府中小企業組合士協会

去る6月29日(火)、マイドームおおさかにおいて大阪府中小企業組合士協会第46回通常総会を開催 しました。

新型コロナウイルス感染防止の観点から開催規模を縮小し、通常総会の議案内容(議案書及び書面議決書) については事前に全協会会員へ送付いたしました。当日は本人出席2人、書面出席102名の計104名に より議決されました。令和2年度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び剰余金処分案の承認の件、 令和3年度の事業計画、収支予算、経費の賦課及び徴収方法、役員改選の件はいずれも満場一致で可決承認

また、今年度の中小企業組合士新規認定者の報告も行われました。

### 【新 役 員】

事 角 満、高田 壽夫、石田 悟一、進木 健三、松元 清美、向出 伸弘、平松 照久、 理

塙 充弘、植野 和雄、鈴木 宏樹、勝谷 義久仁、宮崎 弘、髙橋 明子、妻鳥 光伸、南 博

監 事 名和 秀記、松本 守生

### 【令和3年度事業計画】

組合活性化のための登録制度の推進。組合士の組合内・組合外の活動領域の拡大会議の開催。全 |運営部会| 中調査ヒアリング結果への対策。組合外組合士の組合支援対策。組合事業を通じた中小企業支援

「交流 部会」経済や時事に関する講演会、研修会の開催。会員相互の意見交換会及び懇親会の実施。

協会ホームページの充実を図るとともに、新着情報、メールマガジンのタイムリーな発信による 情報部会 会員への情報提供。会員間の情報交換を行い、連携を深める。全国連合会が発行する組合士手帳 を購入し、協会組合士へ配布する。

組合士対策部会 受験対策図書の貸し出しや受験対策講座を開催し、組合士の増加を図る。

協会運営功労者、優良組合士等、全国中小企業組合士協会連合会が表彰する被表彰候補者の推薦 そ の の実施。近畿ブロック中小企業組合士協会連絡会議への参加(未定)。



# 第70回通常総会を開催



# 大阪府協同組合職員互助会

大阪府協同組合職員互助会は、この度の新型コロナウイルス感染症に関する状況を勘案し、第70回通常総会 を書面議決により6月29日(火)に開催しました。

審議の結果、令和2年度事業報告及び収支決算、令和3年度事業計画(案)及び収支予算(案)、令和3年度 会費及び納入方法、生命傷害共済加入についての各議案について、原案通り可決承認されました。〔会員総 数86名中84名(うち本人出席4名、書面出席80名)〕

令和3年度の事業計画は次のとおりです。

- (1)通常総会の開催
- (2) 各種レクリエーションの実施及び越年パーティーの開催、創立70周年記念事業 会員相互及び他団体との交流・親睦を図るための事業 (※新型コロナウイルス感染状況を鑑みて実施予定)
- (3) 各種給付金の支給(退職・結婚・傷病・死亡に伴う給付事業)
- (4) 生命傷害共済制度の利用
- (5) 本会の普及と加入促進
- (6) その他本会の目的達成に必要となる事業

大阪府協同組合職員互助会 会員募集中!

中央会 主な実施

# 新入職員の紹介

大阪府中央会では、令和3年7月1日付で2名を新規採用しましたので、以下の通りご紹介いたします。

### ○所属部署・役職

所属部署・役職	氏 名
総務企画課主事	杉中 惇平
連携支援課主事	江末 竜平

### ○自己紹介



氏 名:**杉中 惇平** 

所 属:総務部総務企画課

出身地:堺市 趣 味:大喜利



氏名: 江末 竜平

所 属:連携支援部連携

支援課

出身地: 兵庫県神戸市 趣 味: 野球・サッカー

観戦

皆さんこんにちは、7月から中央会に仲間入りしました杉中です。いい雰囲気を放ちながら周囲を盛り上げていきたいと思っています。これからどうぞよろしくお願いします。

2021年7月から採用となりました。6月までは、兵庫県神戸市にて信用金庫に勤めていました。組合の皆様のお役に立てるように頑張ります。

## ○中央会事務局機構図(令和3年7月1日現在)

 専務理事
 柴田
 昌幸

 事務局長
 谷山真記子

西田 正治 上級コーディネータ 石神 逸男

特別顧問

連携支援部

部 長 岸本 貴志 (TEL 06-6947-4371)

**上席アドバイザー** 足立 一平 総務部

部 長 三宅泰太郎 主 幹 今西 修 (TEL06-6947-4370) ものづくり中小企業支援室

室 長 山中 政明 (TEL06-6947-4378)

## 連携支援課

課 長 中谷 彰宏 課長補佐 向井 保夫 主任嘱託員 和田 貴幸 主 事 江藤 佳子 主 事 深尾 文恵 (新)主 事 江末 竜平

### 総務企画課

 課
 長
 堀内
 雅生

 (新)主
 事
 杉中
 惇平

 嘱託員
 田中佐知子

 嘱託員
 牧田
 満

### 経理課

課 長 古谷 伸子嘱 託員 岩元 郁夫嘱 託員 松田久美子

### 情報調査課

(兼)課長今西修課長補佐谷口博信主事宮西智子

### 補助金事業

(TEL 06-6947-4378) 副 室 長 島田 重行 システム紙 井上 幸二 総務班長 平岡 良規 1 班班長 森田 均 2 班班長 米川 吉弘 3 班班長 片山 俊博 他 コーディネータ22名

フォローアップ事業 (TEL06-6947-4360) 副 室 長 阪口 公仁 <sup>3</sup>素報当戦長 川舟 功朗 他 コーディネータ5名

お知らせ コーナー



# 限りある資源、無駄を なくして地球を守ろう!

私たちも『資源循環型社会』 形成推進に参加しています。

# 関西リサイクル環境事業協同組合

代表理事 小 山 勝 己

事務長 堀 江 善 夫

〒597-0093 大阪府貝塚市二色中町 9 番 7 号

電 話 (072) 431-0501番

FAX (072) 432-1010番

E-mail: kansairecvcle@oboe.ocn.ne.ip





理事長 石 川 泰 旦

〒550-0014 大阪市西区北堀江1丁目4番3号

話(06)6541-2910番(代表)

FAX (06) 6541-2975番

URL http://www.daido.shinkumi.jp/

# 誇れる技術と技能で 明るい世界へ塗り替える!



落書き消しの塗装指導



中学校の体験学習で



国土交通省NETIS登録

established 1947

# **②**大阪府塗装工業協同組合

理 事 長 代表理事

川原 貞 田伏

〒530-0047 大阪市北区西天満5丁目6番10号 富田町パークビル7階 TEL 06-6313-0315 / FAX 06-6313-0316 ホームページ http://www.pco.or.jp/



# 大阪船場繊維卸商団地協同組合

理事長 俣 野 富美雄

副理事長 竹 内 陽 治

副理事長 尾 池 行 郎

副理事長 津 田 純 二

〒562-0035 箕面市船場東2丁目5番47号

電 話 (072) 729-3321~4番

FAX (072) 729-3325番

URL http://www.comarthill.jp

E-mail: info@comarthill.jp

# 大阪府衛生管理協同組合

理事長 米 田 健 司

副理事長 柾 木 隆 弘

副理事長 野 中 久 泰

副理事長 片 山 敏

〒556-0011 大阪市浪速区難波中2丁目7番25号

ナンバビル

電 話(06)6633-2460

FAX (06) 6633-1652

ホームページ http://www.o-eikan.jp/

# ASCOT 明日の情報システムを創造する

# 株式会社アスコット

代表取締役会長 森井 義雄 代表取締役社長 林 政男





■本 社 〒540-0021 大阪市中央区大手通1-4-10 大手前フタバビル6F



URL https://www.ascot.co.jp/ascot/ E-mail:ascot@ascot.co.jp

TEL (06) 6944-9211 FAX (06) 6944-3233

第20回

# 管工機材。設構総合展

**OSAKA 2021** 

9.9(木)・10(金)・11(土) 10:00~17:00

但し最終日は16:00まで

インテックス大阪6号館A(入場無料) URL http://pst.pst-osaka.or.jp



※ご来場には上記のリンク先から事前登録をお願い致します。

# 大阪管工機材商業協同組合

〒550-0012 大阪府大阪市西区立売堀4丁目5番1号

電 話 (06) 6531-6385

FAX (06) 6536-6525

URL http://www.pst-osaka.or.jp

E-mail: kankokizai-osk@pst-osaka.or.jp

# 大阪府菓子工業組合

理事長 野 村 泰 弘

〒550-0014 大阪市西区北堀江1丁目23番7号

電 話(06)6531-9639

FAX (06) 6533-3665

# のぞみ信用組合

代表理事 平 野 二三記

〒540-0026 大阪市中央区内本町2丁目3番5号

電 話 (06) 6944-2102

FAX (06) 6944-2105

URL https://www.nozomi.shinkumi.jp/

# 協同組合新大阪センイシティー

理事長 吉 木 学

〒532-0004 大阪市淀川区西宮原2丁目2番2号

電 話 (06) 6394-1121

FAX (06) 6394-3878

URL http://www.yumesse.gr.jp/

E-mail: kumiai@yumesse.gr.jp

# 大阪玩具事業協同組合

代表理事 山 野 公 作

〒537-0013 大阪府大阪市東成区大今里南1丁目2番11号 O.Tビル8階

電 話(06)4307-5931

FAX (06) 4307-5932

URL http://www.osakatoys.jp/



# 大阪府東洋療法協同組合

理事長 廣 野 敏 明

〒545-0011 大阪市阿倍野区昭和町2丁目10番5号

電 話 (06) 6624-3332

FAX (06) 6624-3337

URL http://www.otrk.osaka.jp/

E-mail: info@otrk.osaka.jp



# 大阪府ITサポート企業組合

理事長 廣野 敏明

〒545-0011 大阪市阿倍野区昭和町2丁目10番5号

電 話(06)6627-0338

FAX (06) 6624-3337

# 近畿生コンクリート圧送協同組合

理事長 共 田 昌 一

〒550-0005 大阪市西区西本町2丁目3番6号 山岡ビル11階

電 話(06)4393-8868

FAX (06) 4393-8895

URL http://www.kinatsukyou.com/

E-mail: pump@kinatsukyou.com

# 大阪府ミシン商業協同組合

理事長 大 町 敏 之

〒537-0022 大阪市東成区中本5丁目26番5号 睦ミシン(株)内

電 話(06)6743-6480番

FAX (06) 7632-3397番

URL http://osaka-mishinshow.com/

E-mail: info@omsk.gr.jp





# 大阪美術商協同組合

理事長 戸田 博

〒541-0042 大阪市中央区今橋2丁目4番5号

電 話(06)6231-9626番

FAX (06) 6226-1848番

URL http://www.daibi.jp/

E-mail:info@daibi.jp



# 大阪電気器材協同組合

理事長 米 倉 彦 之

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目11番6号

電 話(06)6531-8262

FAX (06) 6531-8263

E-mail: kizaikum@soleil.ocn.ne.jp

# 協同組合大阪府旅行業協会

理事長 鈴 木 隆 利

〒556-0017 大阪市浪速区湊町1丁目4番1号

電 話(06)6643-8800

FAX (06) 6643-8805

URL http://www.oata.or.jp/

E-mail: info@oata.or.jp



# 大阪広告美術協同組合

理事長 松 本 優

〒543-0027 大阪市天王寺区筆ケ崎町3番1号

電 話 (06) 6771-9010番

FAX (06) 6774-0426番

URL http://www.kanban-oac.or.jp

E-mail: osaka@kanban-oac.or.jp

# 大阪・奈良税理士協同組合

理事長 松 本 圭 一

〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目5番4号 近畿税理士会館11階

電 話 (06) 6941-6888 FAX (06) 6947-2800

URL http://www.hanna-zeikyo.jp

# 大阪兵庫生コンクリート工業組合

理事長 木 村 貴 洋

〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目1番3号 大阪駅前第3ビル4階5号

電 話(06)6344-5231番(代表)

FAX (06) 6344-7705番

URL http://www.osakahyogokouso.or.jp

E-mail: hoosaka@zennama.or.jp

# 全日本ブラシ工業協同組合

理事長 佐野 晃

〒577-0065 東大阪市高井田中1丁目5番3号 東大阪市立産業技術支援センター内



電 話 (06) 6787-6162 FAX (06) 6787-6163

URL http://www.ajbia.or.jp

# 大阪木材仲買協同組合

理事長 松 山 能 久

〒550-0015 大阪市西区南堀江 4 丁目18番10号

電 話(06)6538-2351番

FAX (06) 6538-2355番

URL https://www.mokuzai-nakagai.com E-mail:moku-nakagai@mth.biglobe.ne.jp



# シール印刷大阪府協同組合

理事長 坂 田 康 司

〒537-0024 大阪市東成区東小橋1丁目14番28号 日伸製作所ビル6階

電 話(06)6971-1591(代表)

FAX (06) 6971-1595

URL http://seal.osaka.jp

E-mail: spo-osaka@yacht.ocn.ne.jp

# 日本ワイヤロープロック加工 点

理事長 野 々 内 達 雄

〒551-0031 大阪市大正区泉尾6丁目5番69号

電 話(06)6552-0975

FAX (06) 6552-0979

# 大阪葬祭事業協同組合

理事長 和 合 健 一

〒542-0082 大阪府大阪市中央区島之内1丁目22番22号 第一住建島之内堺筋ビル803号

電 話(06)6563-7790

FAX (06) 6563-7683

URL http://www.sougi.or.jp

E-mail: info@sougi.or.jp

# 大阪市管工設備協同組合

理事長 前 田 隆 司

〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目6番32号 水道会館内

電 話 (06) 6363-4631番

FAX (06) 6363-4638番

URL http://www.osakasikanko.or.jp

E-mail: osk@osakasikanko.or.jp

# ナニワ企業団地協同組合

理事長 山 下 直 樹

〒557-0063 大阪市西成区南津守5丁目12番22号

電 話(06)6659-4450

FAX (06) 6658-4900

# 泉佐野市認定水道工事業協同組合

理事長 澤 野 敏 信

〒598-0021 泉佐野市日根野786番地1

電 話(072)450-2777

FAX (072) 450-2888

URL http://izumisano-suido.jp/

E-mail: suido931@wind.ocn.ne.jp



# 大阪中央合同会社

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号

マイドームおおさか6F

電 話(06)6949-4371番

FAX (06) 6949-4372番

# 大阪弁護士協同組合

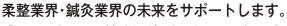
理事長 大 砂 裕 幸

〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目12番5号 大阪弁護士会館内

電 話(06)6364-8208

FAX (06) 6364-1693

URL https://www.osakalaw.jp



# 大阪府柔道整復師協同組合

理事長 聞

₹550-0004

喜与志



大阪市西区靭本町 3 - 10 - 3 電 話 (06) 6444-3151 FAX (06) 6444-0773 URL http://ojtc.ojtagroup.jp/ E-mail: kumiai@ojtagroup.jp

# 大阪機械器具卸商協同組合

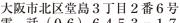
理事長 中 山 哲 也

〒550-0011 大阪市西区阿波座2丁目2番18号 いちご西本町ビル 電 話(06)6541-6802 FAX(06)6541-6530 URL http://www.daiki.or.jp E-mail:kk6802@daiki.or.jp

# 協同組合エイケイアール 食品小売共栄会

理事長 今 村 一 成

₹530-0003



電 話 (06) 6453-1789 FAX (06) 6453-7901

URL http://www.akr-kyoueikai.com/ E-mail:akr@akr-kyoueikai.com



# 建設コープおおさか大阪府中小建設業協同組合

代表理事 鈴 木 實

 $\mp 550$ –0012



大阪市西区立売堀1丁目8番9号 電 話 (06) 6533-1675 FAX (06) 6533-1676 URL http://www.kensetu-co-op.com E-mail:direct@kensetu-co-op.com

# 大阪府電設資材卸業協同組合

理事長 守 谷 承 弘

〒550-0011

大阪市西区阿波座1丁目11番6号 電 話 (06) 6541-8244番 FAX (06) 6541-8249番 URL http://www.daidenzai.or.jp/

E-mail: info@daidenzai.or.jp

# 大阪室内装飾事業協同組合

理事長 大 石 伸 二

〒550-0004

大阪市西区靭本町2丁目7番11号 電 話 (06) 6448-2661 FAX (06) 6448-2667

URL http://www.oosk.jp/

E-mail: ossk@mx1.alpha-web.ne.jp

# 大阪鋲螺卸商協同組合

理事長 和 田 正

〒542-0081 大阪市中央区南船場2丁目 6番10号 ツチノビル1F 雷 話 (0.6) 6.2.7.1 - 4.5.5.0

電 話 (06) 6271-4550 FAX (06) 6271-0514

URL http://www.daibyokyo.com E-mail:jimukyoku@daibyokyo.com

# 西日本段ボール工業組合

理事長 大 坪 清

〒540-0026 大阪市中央区内本町1丁目 3番5号いちご内本町ビル内

電 話 (06) 6941-5212 FAX (06) 6941-5257

URL https://www.seidanko.com/ E-mail:seidanko@galaxy.ocn.ne.jp



理事長 松  $\blacksquare$ 

〒543-0072 大阪市天王寺区生玉前町 5番31号 アンビション三和Ⅱ401号 電 話 (06) 6776-8108番 FAX (06) 6776-8055番 URL http://www.daikokyo.or.jp/ E-mail: office@daikokyo.or.jp



代表理事 松 島

₹540-0035

大阪市中央区釣鐘町2丁目1番9号

電 話(06)6943-6330番

FAX (06) 6943-7330番



# 大阪府印刷工業組合

理事長 浦久保

〒534-0027

大阪市都島区中野町4丁目4番2号 電 話(06)6353-3035 FAX (06) 6352-2360 URL http://www.osaka-pia.or.jp

E-mail: info@osaka-pia.or.jp



/機関紙・会報/新聞/ホ

トータルコミュニケーション 株式会社関西共同印刷所

〒531-0076 大阪市北区大淀中3-15-5

TEL 06-6453-3335 (中村)

FAX 06-6456-2075

E-mail eigyo2@kansai-kyodo.co.jp URL http://www.kansai-kyodo.jp



# 6.7月分 大阪府中央会の主な実施事業

6月16日(水)	(行 事) 大阪府官公需適格組合協議会 第39回通常総会(書面議決)	7月26日(月)	行事 商業・流通委員会、 金融委員会 ところ 大阪府中央会役員室
6月17日(木)	行 事 大阪府中小企業青年中央会 第46回通常総会(書面議決)	7月27日(火)	行事 労働委員会、工業・環境 委員会 ところ 大阪府中央会役員室
6月25日(金)	行 事 大阪府中小企業団体中央会 第66回通常総会 ところ マイドームおおさか	7月28日(水)	行事 税制委員会、総合委員会 ところ 大阪府中央会役員室
6月29日(火)	行 事 大阪府中小企業組合士協会 第46回通常総会 ところ マイドームおおさか	7月28日(水)	行事 組合代表者並びに事務局 責任者合同会議 ところ シティプラザ大阪
6月29日(火)	行事 大阪府協同組合職員互助会 第70回通常総会(書面議決)		

## 8.9月分 大阪府中央会の行事予定

第70回通常総会(書面議決)

9月13日(月)

行事 第63回中小企業団体大阪大会

ところ シティプラザ大阪

法人向け福利厚生共済制度 (特定退職金共済制度・オーナーズ プラン・パートナーズプラン)

経営者・従業員総合補償制度 (まい・どリーム)

中央会マネーガード保険

中央会ビジネスJネクスト (業務災害補償保険) ビジネス総合保険制度 (企業総合賠償責任保険)

業務災害補償制度

集団扱自動車保険制度

各 種 共済制度

# 大阪府中小企業団体中央会共済制度

# 法人向け福利厚生共済制度

- 経営者の方へ----

# 特定退職金共済制度

従業員のみなさまの退職金の準備

----- 経営者・役員の方へ----

# オーナーズプラン

経営者が万一の時 入院等による休業時

事業保全 資金の準備 経営者の みなさまの

事業承継・ 相続税の準備 経営者・役員の みなさまの

退職慰労金・
弔慰金の準備

- 従業員の方へ——

# パートナースプラン

従業員のみなさまの保障準備

オーナーズプラン・パートナーズプランは月払契約の場合、団体扱となり、 一般扱(口座振替扱月払等)でご契約いただくよりも保険料が割安になります。

※団体扱とは、中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。 ※一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせ願います。

※詳細は、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」 「ご契約のしおり一約款」および大阪府中小企業団体中央会の「退職金共済規定」等を必ずご覧ください。

特定退職金共済制度

### 〈実施団体〉大阪府中小企業団体中央会

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階 ☎06-6947-4370

〈引受保険会社〉 大樹生命保険株式会社

〈お問い合わせ〉 大樹生命保険株式会社 大阪支社

〒530-0005 大阪市北区中之島3-3-3 5階 ☎06-6225-0811

オーナーズプラン・パートナーズプラン

### 〈お問い合わせ〉 大阪府中小企業団体中央会

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階 ☎06-6947-4370

大樹-KB-2019-1127 K-2020-1002(2020.4)

 各
 種

 共済制度

## 大阪府中小企業団体中央会 経営者・従業員総合補償制度

(傷害総合保険・所得補償保険)

※「まい・どリーム」は、大阪府中小企業団体中央会の「経営者・従業員総合補償制度」のペット・ネームです。

# ライフスタイルに合わせて選べる保険



過去の損害率による割引5%



# 傷害総合保険

天災危険補償タイプを選べば 万一の地震・噴火等によるケガも補償されます。

- ●保険料月々1,000円からのケガの補償
- ●「仕事中のみ補償」「24時間補償」など 多彩なバリエーションをご用意
- ●入院・通院とも1日目から補償



特定感染症プランを 追加しました。



# 所得補償保険

休業補償の決定版!

- ●病気・ケガが原因の就業不能中の所得を補償
- ●補償の期間が最長1年間の安心補償
- 入院中はもちろん医師の指示に基づく自宅療養中も補償



中小企業の 福利厚生にぴったり



健康保険、労災、生命保険 などとは別にお支払い

保険期間

2021年7月1日~ 2022年7月1日

※保険期間の途中でもご加入いただけます。

※この広告は商品の概要を紹介したものです。詳しい内容につきましては、パンフレットをご覧くださるか、または下記【お問い合わせ先】にご連絡ください。

### 普及推進保険会社

損害保険ジャパン株式会社 TEL:06-6449-1050

三井住友海上火災保険株式会社 TEL:06-6233-1536

東京海上日動火災保険株式会社

TEL:06-6910-5564

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 総務部

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか6階 TEL 06-6947-4370~4371

幹事取扱代理店

大阪中央合同会社

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか6階 TEL 06-6949-4371

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 大阪金融公務部 第一課

〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4 TEL 06-6449-1050

SJ21-02063 2021年5月28日作成

共済制度

## 大阪府中小企業団体中央会





コーポレートマネーガード保険

貴社の業務にかかわる現金・小切手などの 貨紙幣類・有価証券を幅広く補償する保険です。 中央会マネーガード保険の

# 万一に備えた、7つの特長

- 確定保険料方式
- 保険期間中途や満期時の輸送額の通知・精算は不要。
- 損害時の自己負担〇
- ▶▶▶ 自己負担額(免責金額)はありません。
- ワイドな補償
- 盗難、輸送中の紛失、火災、風水災などほとんどすべての偶然な 事故によって生じた損害を補償。詳しくは中面をご参照ください。
- 4 即時払制度が利用できます。
- → 有価証券(国債証券を除きます。)の事故の際、即時払制度をご利用いただける場合があります。
- 貨紙幣の偽変造を補償
- てん補限度額(支払限度額)の10%または300万円のいずれか低い 額を1事故および保険期間通算の限度として貨紙幣の偽変造を補償。
- 6 てん補限度額(支払限度額)が自動復元
- 保険金をお支払いした場合でも、てん補限度額(支払限度額)は 減額されません。(ただし、貨紙幣の偽変造を除きます。)
- 7 手続き簡単
- ▶▶ 輸送額、保管額、保管場所の通知は不要。

# 保険金をお支払いする主な場合

ほとんどすべての偶然な事故が 対象となります。



金庫破り、ひったくり 強盗、盗難



火災、爆発による 焼失、風水災



輸送中の紛失



貨紙幣の偽造や 変造による被害

ただし、貨紙幣の偽造・変造は保険期間中を通じて加入者カードの 「貨紙幣類・有価証券類合算のてん補限度額(支払限度額)の10% または300万円のいずれか低い額」を限度とします。

### 保険期間 2020年12月1日~1年間(中途加入は毎月受付中)

「中央会マネーガード保険」は、「コーポレートマネーガード保険」のペットネームです。

★このチラシは、概要を説明したものです。詳しい内容については、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

団体窓口

大阪府中小企業団体中央会 総務部

問い合わせ先

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5

マイドームおおさか6階 TEL 06-6947-4370~4371 幹事取扱代理店 大阪中央合同会社

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか6階 TEL 06-6949-4371 受付時間 平日の9時から17時

引受保险会社 損害保険ジャパン株式会社 大阪金融公務部 第一課

〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4 TEL 06-6449-1050 受付時間 平日の9時から17時

SJ20-03949 (2020年7月2日作成)

共済制度

# 全国中小企業団体中央会の



# お得な保険制度をご存じですか?

ご存じですか?

# 「ビジネス」ネクスト」

一業務災害補償保険一



保険料の 割引

# 最大約58%割引※

※被保険者数割引20%、損害率による割引30%、リスク診断割引25%を適用した場合 (リスク診断割引は、告知内容によっては適用されない場合がございます。)

ご存じですか?

# 「ビジネス総合保険制度」

一 企 業 総 合 賠 償 責 任 保 険 一



保険料の 割引

# 最大約28%割引※

※スケールメリットによる割引10%、リスク状況による割引20%を適用した場合 (リスク状況による割引は、告知内容によっては適用されない場合がございます。)

※このチラシは、ビジネスJネクストとビジネス総合保険制度の「リスク状況による割引」の概要をご説明したものです。 詳細は『商品パンフレット』等をご覧ください。またご不明な点については担当者までお問い合わせください。

代理店・扱者

大阪中央 合同会社

住所:大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか6階 TEL:06-6949-4371 FAX:06-6949-4372 引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 大阪北支店 大阪北第三支社 住所:大阪市中央区北浜4-3-1 三井住友海上大阪淀屋橋ビル14F TEL:06-6229-3269 FAX:06-6229-3284

2020. 7/AYG11/D

各 種 共済制度 大阪府中小企業団体中央会会員の皆さまへ

近年、過労死や心の病による労災請求が急増 企業の安全配慮義務を問われるケースが増えています!



# 使用者責任を問われる 可能性があります

労働契約法 第5条 【平成20年3月1日施行】 において、 安全配慮義務の明文化がなされました。

## ■補償(賠償)額が高額になります

労災保険では、「慰謝料」について補償されません。

※損保ジャパン調べ

判決認容額	業種	判決年	症 状	原因
<b>1億9,869</b> 万円	製造業	平成20年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億8,760万円	飲食業	平成22年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億6,524万円	木材加工	平成 6年	頚椎損傷による後遺障害	クレーン操作時に原木が落下
1億3,532万円	病院	平成14年	突然死	長時間労働による過重労働
1億2,588万円	広告	平成 8年	うつ病による自殺	長時間労働による過重労働
1億1,111万円	製造業	平成12年	うつ病による自殺	過酷な作業環境や人間関係など

# 業務災害補償制度の特長

個別で加入するより最大30%~害

POINT 1

全国中小企業団体中央会の スケールメリットにより、 低廉な保険料を実現 POINT 2

「使用者賠償責任保険」

を標準セット

1事故あたり最高5億円 までの労災賠償に備える

POINT 3

政府労災保険の 認定を待たずに 保険金の支払いが可能 POINT 4

保険料は 売上高で算出 できます

### 保険期間 2020年10月1日~1年間(中途加入は毎月受付中)

本内容は業務災害補償制度の概要を示したものです。実際の加入および詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。 (※1)団体契約のスケールメリットを生かした多数割引30%に加え、加入者ごとに業種・売上高規模に応じた個別の割引率が適用されます。

お問い合わせ先

〈引受保険会社〉

損害保険ジャパン株式会社 大阪金融公務部第一課

〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-11-4 TEL:06-6449-1050 FAX:06-6449-1388 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

〈取扱代理店〉

大阪中央合同会社

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか6階

TEL:06-6949-4371

保 険 契 約 者 全国中小企業団体中央会

制度推進

大阪府中小企業団体中央会

TEL:06-6947-4370

SJ20-03950 (2020年7月2日作成)

共済制度

大阪府中央会会員組合の企業・従業員の皆さまへ!大樹生



集団扱自動車保険 制度のご案内



# 集団扱の 3 つのメリット

メリット1

集団扱は保険料がおトク!

-般分割 口座振替 12回払

> 8,830円 (月払保険料) 年間保険料 105,960円



集団扱 12回払

8,410円 (月払保険料) 年間保険料 100,920円



月々 420円

> 年間保険料では 5,040円もおトク!

『GK クルマの保険(家庭用自動車総合保険)』 保険料例の試算条件(1年契約の場合)

- ■始期日:2021年1月1日 ■初度登録:2019年12月 ■記名被保険者:個人<35才> ■ゴールド免許割引適用
- ■自家用普通乗用車 ■型式別料率クラス:車両7・対人・自損9・対物9・傷害9 11等級 ■事故有係数適用期間:0年 ■35才以上補償 ■運転者限定:なし ■対人賠償保険:無制限 ■対物賠償保険:無制限 (免責金額:なし)

- 人身傷害保険: 5,000万円 (自動車事故特約をセット) ■人房傷害時における人身傷害諸費用特約:あり ■傷害一時金(1万円・10万円)特約:あり■車両保険:あり(一般補償、保険金額:100万円、免責金額:0-10万円)■新車割引:適用
- ■車両保険無過失事故特約:あり ■自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約:あり (傷害定額払保険金額:300万円)

※自動セット特約は記載していません。自動セット特約についての詳細は『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』等をご覧ください。

# メリット2

ご契約時に現金は不要

保険料は保険始期月の2か月後から口座引落としになり ますので、現金のご用意は必要ありません。

しかも集団扱契約の分割保険料は、割増なしで分割払に できますので、集団扱以外のご契約と比べておトクです。



等級の継承が可能

無事故によるノンフリート等級を引き継ぐことが 出来ます。

※一部等級が継承できない共済がございます。





- ■このチラシは集団扱自動車保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレット等をご覧ください。 また、ご不明な点については下記の取扱代理店までお問合わせください。
- ●お見積りをご希望の方は担当者にお知らせください。

### 大樹生命保険株式会社

- ■大阪支社 (TEL) 06-6225-0811 大阪府中央部など担当
- ■南大阪支社 (TEL)06-6621-2531 大阪府南部など担当
- ■北大阪支社 (TEL)072-644-2352 大阪府北部など担当

共済制度

# 大阪府中小企業団体中央会

# 福利厚生制度

業務上 災害プラン

労災 使用者賠償

(業種によって異なります。)

# まい・どリーム

- ●傷害保険
- 所得補償保険
- 新医療保険長期障害所得補償保険

30%引



スケールメリットを牛かした 有利な中央会の制度をお役立て下さい。



〈各種保険取扱代理店〉

# 大阪中央合同会社

Osaka Central Limited Liability Company

T540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号

マイドームおおさか6F

TEL 06-6949-4371 FAX 06-6949-4372

(価格) 一部400円(消費稅込)

発行所 大阪府中小企業団体中央会

大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階 TEL (06) 6947-4370 FAX (06) 6947-4374

編集兼発行人

昌 田

幸

即刷所 株式会社 関西共同印刷所 大阪市北区大淀中3丁目15-5 TEL(06)6453-2564(代)